当社に対する行政処分の内容と今後の対応について

平成31年2月22日、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、当社に行政処分を行うよう勧告がなされ、本日、当社は第二種金融商品取引業者の登録取消および業務改善命令の行政処分を受けました。これに伴って、今後の当社の運営方針は下記のとおりとなりますのでご案内申し上げます。

なお、当社では、この度の行政処分の内容を厳粛に受け止め、命令内容を着実に履行するべく全社をあげて取り組んで参ります。

記

今後の運営方針

この度の行政処分を受け、今後、当社はソーシャルレンディングサイト「Trust Lending(トラストレンディング)」における新規会員および新規ファンドの募集は行わず、既存ファンドの運用業務や資金回収のための業務に注力することとなります。

各ファンドの運用状況、資金回収を目的とした訴訟や協議の進捗等につきましては、引き続き Trust Lending (トラストレンディング) のホームページへの掲載や、対象となる出資者の皆様に対するメール配信等を通じてご報告致します。

この度は投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をお掛けしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

以上